

投稿論文

ニュージーランドの親族里親による養育とそれを支える多機関連携

—母子保健機関プランケットへの聞き取りから—

栗山直子

追手門学院大学 経済学部

Kin care givers' parenting and a partnership of multiple supporting organizations in New Zealand

Naoko KURIYAMA

Faculty of Economics Otemon Gakuin University

Abstract:

In New Zealand, there are two cultures: Maaori culture and Pakeha's. It needs a greater recognition of Maaori's relative support network as the Waitangi tribunal provided opportunities for us to recognize Maaori's way of child-rearing in kinship network. In supports for parenting in New Zealand, interactions between a child and the environment in an ecological model is placed high importance on. To put this into perspective; for a child's "well-being," a network of kin's parenting is regarded important for a child to receive physical care and academic education, and to form identity which is a child's mental pillar, and *mana* as a race such as ethnic pride and dignity. Among the children placed into care /vulnerable children in Japan, 90% are raised in foster homes and 10% by kin; kin and foster caregivers are not popular as much as foster homes.

In this paper, I will introduce three cases of kin caregivers including grandparents raising a grandchild while receiving support from social support network in New Zealand. Not all the investigated children are easy to be raised as some of them are delayed in development. However, through learning about alternative parenting by grandparents, uncles and aunts, who utilize human resources such as kin networks and local volunteers, I hope to give a meaningful suggestion to parenting in a continuum of a family based on a Japanese ecological model.

In New Zealand, there are many support organizations for parenting and I will also focus on how Plunket, the organization for the health of mothers and children, Oranga Tamariki (Child Youth and Family), and support organizations for kin and foster caregivers cooperate with each other on a daily basis. Similar to Japan, the number of child abuse and neglect and family violence in New Zealand is increasing and an early detection and how to reach out to at risk Families are imperative. I will report on and examine the current mechanism to protect mothers and children from risks of child abuse and neglect and family violence, together with introducing other cases of partnerships in New Zealand. Furthermore, a process to normalize a parent-child relationship and family relationship through a support such as Parenting is investigated.

Keywords: Ecological perspective, child well-being, Plunket, Kin care givers, multiple supporting organizations

1. 本研究の目的 — 生態学的視座に基づいた子ども家庭支援の必要性 —

本研究は、ニュージーランドにおける母子保健機関プランケット（Plunket）への聞き取り調査から得た4事例を紹介する。この4事例からNZで育児困難な状況にある家庭への支援の実際、プランケットがオランガタマリキ（児童相談所）やNPO団体（バーナードス、GRG）、保育所などその他の専門機関とどのような連携を行なっているのかを考察することを目的とする。本研究で調査対象としているプランケットは、NZ全土で妊娠時期からの母子保健機関である。0-5歳児までの乳幼児を養育する家庭への保健指導を行なっている。NZでは、ほとんどの家庭が母親の妊娠中から誕生直後に至るまでの時期に登録してプランケットの支援を受ける。乳児検診や

Coffee Group という子育てサロンの開催、プランケットナースによる個別相談指導、電話やスカイプ、チャットによる育児相談などを行っている。プランケットは、アットリスク・ファミリーの早期発見、家庭へのリーチアウトの役割を担っており、関係機関との緊密な連携を主な役割としている。プランケットでは、2歳までは4-6週目、8-10週目、3-4ヶ月、5-7ヶ月、9-12ヶ月、15-18ヶ月、2-3才の計7回乳児健診を行っているほか、随時家庭訪問を行っている。そのため母親の陥りがちな不安な状態や危機的状況を早期発見することが可能である。

プランケットの子育て支援活動は親族文化を大切にするという基本姿勢がある。この基本姿勢を理解するためには、まずNZにおける先住民族マオリとパケハ（ヨーロッパ系移民）との政治的な関係性の変遷を概観しておく必要がある。1840年に「ワイタング条約」が結ばれて以来、パケハによるマオリの同化政策はあったものの、同化政策には社会的な批判が集まり、その反省にたつて、マオリの親族中心文化を尊重した子育て支援がなされている。

ソーシャルワークの分野での全体的な潮流として、これまでの心理・医学モデルに基づく治療的なソーシャルワークから脱し、生態学モデルへと移行してきた。生態学モデルは、1980年にC. ジャーメインとA. ギッターマンが『The Life-model and Social work』のなかで提示した人間と環境の相互調整に重点を置く考え方である。NZではとくに子どものウェルビーイング（より良い状態）を親族ネットワークなどの環境との相互作用においてとらえていこうとしている。それはNZ特有の子どもの生活を環境（とくに文化的な背景）と切り離さないでできるだけ環境を変えずに支援していこうとする姿勢にあらわれている。言い換えれば、子どもの支援を時間と空間の連続性のなかで行なうことをもっとも重視している。具体的に、子どものウェルビーイングとは子どもが身体的なケアや学習面の教育のほか、精神的な支柱となるアイデンティティ、民族としてのマナ（プライド、威信）を形成するための、親族による子育てネットワークを含む概念である。単位としての家族は、親と子のほかに祖父母、叔父・叔母など大家族を「whanau（ワナウ）」、より広く親族や祖先を同じくするものを「hapu（ハプ）」、共通の名祖を有する共同体を「iwi（イウィ）」として、子どもを取り巻く環境を広く捉える。

NZの子ども家庭支援に関する基本法となっている1989年「子ども・青年およびその家族法」の13条では、「子どものケアの第一義責任は、家族、親族、および所属する部族にあり、政府はそれを支援することで子どもの権利保障をすること、その介入は最小限にとどめること」と記されている。マオリの親族中心文化に影響を受け、ファミリーグループ・カンファレンスといわれる親族会議が支援の方法として確立している。NZではなんらかの事情で親が子どもを養育できない場合に、祖父母などの親族を養育権者とするケースが多いことで知られている。親がなんらかの事情で子どもを育てられない場合に、子どもを代替養育することとなった親族へのペアレンティング（親業教育）も盛んである。筆者が2019年3月に訪問したオランガ・タマリキ子ども省（元CYF）のウェリントン本部には「マオリの親族ネットワークでの子育て支援の心得」というポスターが掲げられていた。それによると、①〈アロハ（Aloha）〉：親族は決して子どもに見返りを求めない、②〈ワナウガタンガ（Whanaungatanga）〉：子どもが永続的に親族とつながっていることは子どものアイデンティティの基盤となること、③〈ワカパパ（Wakapapa）〉：親族ネットワークのなかで養育されることで、子どものアイデンティティ形成、子どもの所属感覚を培うことができる、④〈マナ・マナアキ（Mana/Manaaki）〉：子どもは愛育され、成長し、チャレンジすることで他者への尊敬の念：マナを構築することが可能となる、⑤〈コレロ・アウィ（Korero Awhi）〉：親族ネットワークの見守りの中で子どもは積極的なコミュニケーションと行動をとることができる、⑥〈ティカンガ（Tikanga）〉：親族ネットワークの見守りの中で子どもは自分の価値観に従って正しいと思うことをすることができるようになる、という子どもを養育する親族の6つの心得が示されている。このように、子どもを代替養育することになった親族は子どもの安定した育成環境のキーパーソンである。そのため、NZの児童支援機関は子どもを代替養育する親族をも支援対象として子どもの生活を環境から整備していくことに務めている。

2. NZの子育て支援機関による親族里親家庭への支援について—事例研究—

つぎにNZの母子保健機関プランケット（Plunket）への半構造化聞き取り調査をもとに親族里親の養育の事例を紹介する。

〔1〕 本研究の方法

調査対象は NZ 都市部のプランケットである。調査時期は 2016 年 8 月と 2017 年 3 月の 2 回行った。本調査の倫理的な配慮としては、あらかじめプランケットに調査の概要と趣旨、質問項目について記した文書をメールで送り、協力を依頼した。具体的な依頼内容は、「プランケットが対応したケースの中で、母親が養育困難な事例で、祖父母などの親族里親が養育している事例について」、「社会的な子育てネットワークがどのように構築されていたか」「多問題を抱える家庭でオランガタマリキ（児童相談所）などの専門機関とプランケットがどのように連携を行っているか」の 3 点にフォーカスして聞き取りを行う旨を対応予定者とメールや電話にて複数回にわたり伝えた。調査訪問時には、2016 年の 2 名、2017 年の 1 名のスタッフ、合計 3 名に対し、①研究の趣旨の説明、②結果の利用についての説明、③プライバシー保護についての説明、④メモの許可、⑤データを公表の了解などの許可を得た。また個人の特定を防ぐため、事例の詳細部分、登場人物は仮名にするなど加工を加えている。なお、本インタビュー調査、および分析にあたっては日本社会福祉学会の倫理綱領を遵守している。

〔2〕 結果

〈1〉 ケース A：母子保健機関プランケットによるアットリスク・ファミリーの早期発見

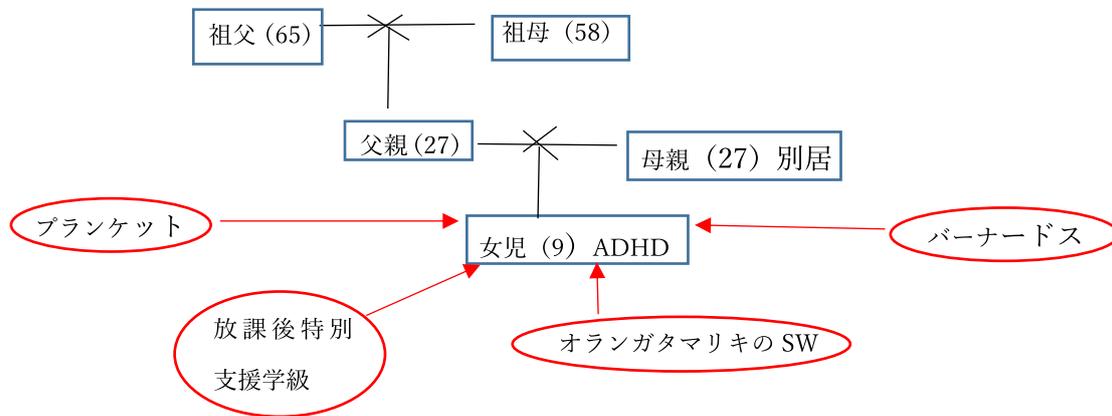


Figure1: ケース A のファミリーマップと関連機関による支援

1) 家族の背景

父親方の祖母（58 歳）は夫とは離別している。母親は 10 代で経済的に安定しないうちに妊娠・出産した。多くのケースでは母子保健機関プランケットに登録して家庭訪問を受ける。プランケットは母親の妊娠中からこの家庭にアセスメントを行なった。アセスメントの結果、母親は 10 代で若くして望まない妊娠であること、父母共に妊娠発覚時から親としての自覚や自分で養育する意思がないことを担当保健師は認識した。そのため、プランケットの担当保健師は出産後の子育てのキーパーソンになるであろう祖母にアプローチした。NZ では親族による養育が子育ての基盤となっているため、家庭裁判所からの指示で祖母が孫の親権者となった。祖母は生後まもなく女兒を引き取って育てることになった。

2) 支援の実際

(1) プランケットによる乳幼児・家庭支援

ケース A では、母親が出産直後からプランケットの保健師・看護師による支援が行われていた。相談のきっかけは、生後の 3 ヶ月検診で来所した祖母からの孫に育てにくいとの相談であった。家庭医（GP）からも発達障害の可能性ありと言われたがその後専門医からの正式な認定に至らなかった。その後、プランケットでアセスメントを行い、両親ともに当時 10 代であり、経済的にも精神的にも安定せず育児をできる状況にないとの判断から、プランケットナース、児童相談所オランガタマリキのソーシャルワーカーを交えて、作業療法士など専門スタッフを交えた親族会議（ファミリーグループ・カンファレンス）が行われた。7 回に及ぶ親族会議ののち、祖父家庭が子どもの親族里親となって引き取って養育することになった。

(2) NPO 慈善団体バーナードス (Barnardos) による柔軟な支援

ケース A に登場するバーナードスは NZ 全土で 22 の支店を持ち、730 人のスタッフを抱える NZ 最大の親族里親のサポートネットワークであり、設立後 60 年の歴史を有している。バーナードスは Kotahitanga (Unity), Ata Whakarongo (Hear with intent), Kaikokiritanga (Progress with purpose), Maiatanga (Realise Potential), Mahi Totika (Do the right things well) の 5 つの目標を掲げて、継続的に孫を養育している祖父母への様々な支援 (Permanent Care Giver Support) を行っている。ケース A の現在の家族関係は、父親は高校を卒業したあと就職し、同じ市内に在住している。ときどきご飯を食べに来て、女兒と遊びはしても父親としての自覚に乏しく、育児の手伝いをするわけではない。母親は車で 9 時間ほどの場所に住んでおり、月に 1、2 回の割合で女兒に会いにきたり、週に 1 回は電話かメールをしてくる。すぐに会えるような近距離ではない。しかしバーナードスは、生態学的視点に基づいて、日常的に育児には関わっていても親を切り離すのではなく、母親とも子どもと友人のようなポジションにいるようにアドバイスしているという。母親から子どもに定期連絡があることは子どもにとって良い影響を与えているとソーシャルワーカーは判断している。女兒が 3 ヶ月検診を受けた時からプランケットは女兒の家庭をアットリスク・ファミリーとして、支援の対象と認識し、オランガタマリキにも連絡し、協働して支援を行っている。というのも、女兒は発達障害が疑わしく、養育が困難であるため、専門家や地域のボランティア団体によるサポート体制の構築が女兒の安定的な養育には不可欠であると考えた。具体的には、NPO 団体バーナードス (Barnardos) を祖母に紹介した。現在、女兒は放課後には子育てコミュニティやアフタースクールに通い、バーナードスによる支援も受けている。

ケース A の女兒は多動性があり祖母と 2 人だけで生活することは困難を伴うが、女兒は正式な発達障害の認定をまだ受けていないため、発達障害についてはケース B のように教育庁からはソーシャルワーカーは派遣されておらず公的なサポートを受けていない。祖母は高齢のため体力がなく、女兒を外につれて出ることができない。例えばスーパーに連れて行ったら女兒は落ち着いて 1 カ所にとどまることができず、ほかの人についていなくなってしまう。

ケース A の家庭は訪問型の家事援助サービスを週に 3 回利用している。バーナードスには子育て相談サービスがあり、スカイプでソーシャルワーカーや保健師、保育士などの専門家に孫の育児相談をすることがある。バーナードスは NPO 法人であり、役所と違ってその支援はある程度自由裁量が許されているため、バーナードスのスタッフが足腰の悪い祖母からの相談を随時受けられるようスカイプを薦めた。その設定についてもパソコン操作に不慣れな祖母に代わってバーナードススタッフが設定を行い、いつでもスカイプで相談できるようにした。放課後、NPO のバーナードスの運営する子育てコミュニティや学校および特別支援学級のアフタースクール・プログラム（費用に関しては公的扶助あり）を利用するようになった。朝、学校から放課後特別支援学級に行ってもらい、祖母は日中に休める時間が増えたという。

〈2〉 ケース B：発達に障害のある女兒 7 歳を養育する親族

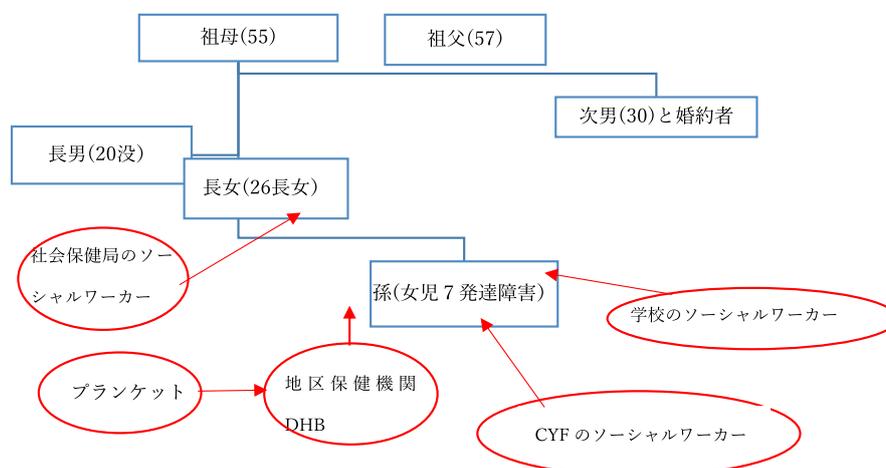


Figure2：ケース B のファミリーマップと関連機関による支援

1) 家族の背景

祖母 (55 歳)、祖父 (57 歳) 夫妻の子どもが 3 人。うち長男は 20 歳のときに病死、システムエンジニアの次男 (30 歳) とその婚約者 (28 歳) は隣居、長女 (26 歳) は未婚で 21 歳の時に女兒 (現在 7 歳) を出産し、祖父母と同居。

母親には軽度発達障害があり、学習障害で知的には 13 歳くらいで、側弯症で軽度の障害があるため障害者手当と生活保護、住宅補助を受けている。そのなかから祖父母へは週 120 ドル (1 ドル 70 円で日本円に換算すると約 9000 円) の部屋代を払っている。女兒を生んで 1 週で面倒を見ることができなくなり祖父母が面倒をみることになった。

(1) 女兒について

女兒には発達障害があり、感覚過敏による偏食、服が着ていられないなどの症状があり日常生活では、とくにゴムがついたパンツやソックスをすぐに脱いでしまい、学校に行く前に服を着せるのがとても大変である。じっとすることができなくて常に動き回っている。学校の先生からの指示で地域の小児科医を受診し、その後、専門医から発達障害との診断された。4、5歳の時には、女兒が多動で、かんしゃく持ち、偏食 (甘いもの、トマトソース、牛乳の過剰摂取)、ソフトイを一日中離さない (離すと不安定になり暴力的になる) ことなど問題行動がある。娘も発達障害なので、料理は祖母が、掃除などの家事は一切を祖母と息子の婚約者が担っている。

学校では女兒は集団行動ができず、イベントに参加できない。クラスの隅でかたまつて動かない。NZの学校は教科書がないので能力別に個別なので問題になっていない。聴覚情報に弱いがりーディングはできるなど学習能力に偏りも見られる。

学校にもオランガタマリキから児童臨床心理士が訪問している。女兒は吃音、発話障害があるため、地区保健機関の DHB (District Health Board) から言語療法士、セラピストを紹介してもらい、月に 3 回ほど通っている。

(2) 親族と女兒とのかわり

長男が 20 歳のときに死去しており、その直後、女兒が誕生したことから、祖母は女兒を長男の生まれ変わり、あるいは神の恵みと認識し、大切な存在と認識している。祖母は不安障害があるため外出はできないが、女兒を公園に連れて行ったり、遊びに連れ出すことは祖父または次男とその婚約者が担当している。婚約者は障害者のコミュニティーサポートワーカーで、仕事の休みには面倒をみてくれているなど、このケースも生態学的視座に基づいた親族による子育てが機能している。日常で女兒を育てていてもっとも大変なのは、一日の中で感情が幾度も変動し、安定しないこと。服を着ないことや甘いものしか食べず、食事もパイにトマトソースをかけないと食べない。女兒は他人との距離がとれず、近寄りすぎたりしてしまう。母親は知的障害もあり情緒不安になりやすく、育児放棄、ネグレクトをすることがあり、そのため祖父母が同居している。女兒の父親は無職で、内縁関係にあり、現在は不仲で別居しているが、父親には女兒はある程度なついているので週に 1 回ほど女兒を預けている。法的な契約はしていないので個人的に予定調整している。母親と子どもの父親は顔を合わせると喧嘩になり、祖父母が調整役をしている。女兒に関する個人的な取り決めも祖父母が交渉した。

(3) 公的な孫育ての財政面での支援

母親が単身親手当を受給し、本人の障害手当毎週 270 ドル (1 ドル 70 円で換算すると日本円で約 19000 円)、女兒の障害手当が毎週 150 ドル (1 ドル 70 円で換算すると日本円で約 1 万円)、家賃補助 120 ドル (1 ドル 70 円で換算すると日本円で約 9 千円)、学生補助 (専門学校) を合わせて 600 ドル (1 ドル 70 円で換算すると日本円で約 45000 円) 週に補助がある。母親は働いていなかったが去年から旅行会社で働く資格を得るために専門学校に通学しており、残り一年行く必要がある。そのため、女兒の学校への送迎は祖父が担当している。女兒はカトリックの私立 (全校生徒で 140 人) の小学校普通科クラスに通っている。小学校には教育省から派遣されるソーシャルワーカーとオランガタマリキから派遣されるソーシャルワーカーが女兒の様子をみるため学校に定期的に訪問している。

〈3〉 ケース C：ソーシャルサポートを受けながら3人のひ孫を養育する曾祖母

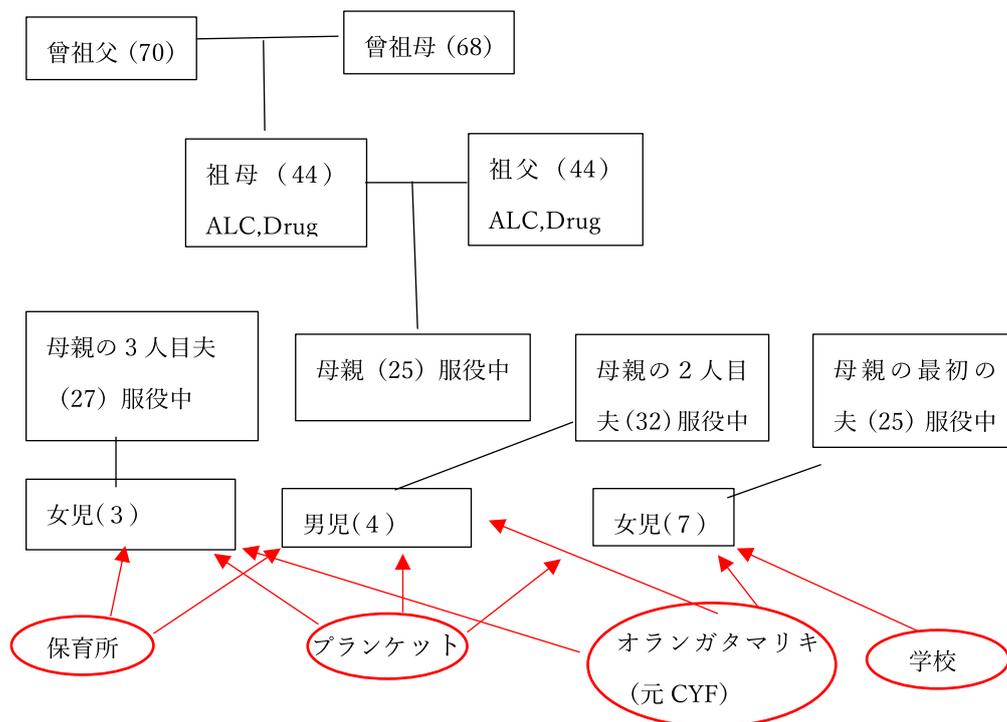


Figure3：ケース C のファミリーマップと関連機関による支援

1) 家族の背景

ケース C の世帯構成は、曾祖父 70 歳、曾祖母 68 歳、ひ孫 3 名である。曾祖父母は 2001 年から孫娘の孫を、その後、孫の生んだひ孫 3 人を養育中。

祖父母が孫娘（上の図では母親）の養育をしていたが、祖父母は子どもが 7 歳の時に薬物とアルコール問題で逮捕され、刑務所に入ることになったため、オランガタマリキは曾祖母に連絡をし、以来、孫娘を養育してきた。その後、孫は 10 代になって反抗期になり反社会的な友人ができ、自身もアルコール問題を抱えることになった。孫娘は 3 人を出産したが、3 人は異父きょうだいである。オランガタマリキが担当した当時父親は 3 人とも薬物問題で服役中であった。ひ孫は 7 歳長女、4 歳長男、3 歳次女の 3 人である。孫娘はインタビュー時も服役中で、孫娘やその 1 番目、2 番目、3 番目の夫は全員が薬物中毒で服役中であり、養育能力がないため、ひ孫を曾祖父母がずっと育ててきた。曾祖父母は児童保護手当を受けながら娘、孫、ひ孫と長年にわたって育児をすることになってしまい、疲労困憊している。

ひ孫は母親にときどき面会に行き、関係は継続しているが、それぞれの父親との関係は希薄になっている。祖父母との関係はほぼない。クリスマスや誕生日などのイベントもひ孫と曾祖父母だけでしている。曾祖父母とひ孫との関係は良好である。

2) ひ孫を育児する曾祖父母へのソーシャルサポートネットワーク

ひ孫が 5 歳になるまでは母子保健施設のブランケットに電話やスカイプで育児相談も受けていた。ブランケットの支援は子どもが 0-5 歳までである。その後は、オランガタマリキから紹介され、曾祖母は、孫を養育する祖父母支援団体である GAP (GrandParents AS Parents) やバーナードスに所属している。この 2 団体には定期的にカウンセリングを受けたり、日曜日のキャンプなどのイベントにひ孫が参加している。曾祖母は足が不自由なため、外出がままならず、ひ孫を連れて遊びに行くことができないため、ひ孫の友人の家族に連れて行ってもらうことも多いという。ケース C は、フォーマルサポート・ネットワーク（ブランケットやオランガタマリキ子ども局などの公的支援）とインフォーマルサポート・ネットワーク（ひ孫の友人家族のサポートや NPO 団体のサポートなど）

の両方を利用しながらうまく育児しているケースである。また近年では補助金もウェブサイトのみで告知になっていたり電子申請になっているため、情報難民になりがちであるが、そのたびにバーナードスや GAP に電話やスカイプをして尋ねるようにしている。オランガタマリキのソーシャルワーカーも定期的に家庭訪問を行っている。

〈4〉 ケース D：11 歳の孫を養育する身体障害者のシングル祖母

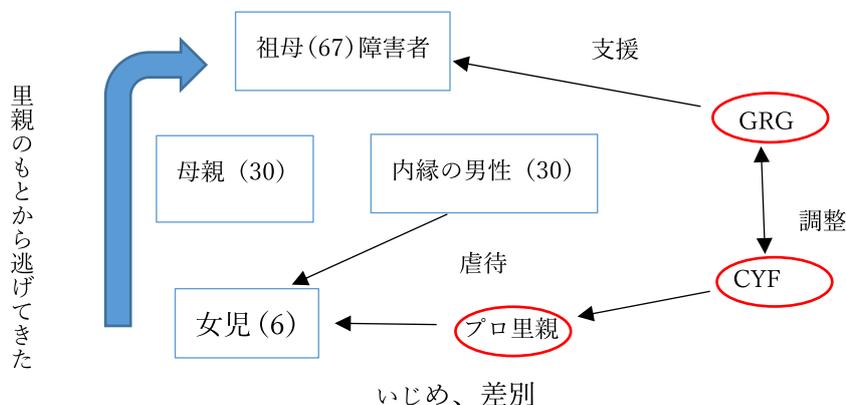


Figure4：ケース D のファミリーマップと関連機関による支援

1) 家族構成

ケース D はオランガタマリキ（当時は CYF という名称）のプロ里親に預けるとの方針に対し、障害のある祖母が女兒を代替養育することを望み、女兒もそれを望んでおり、孫を育てる祖父母支援の NPO 団体 Grand Parents Raising Grand Children:GRG) が女兒本人の意向を重視し、オランガタマリキと当事者との間の調整に入った事例である。

祖母(67 歳)はシングルマザーで娘を育ててきたが、50 代のときに交通事故で右足切断した。娘もシングルマザーで女兒(6 歳)を育てていたが、内縁のパートナーができ、そのパートナーが女兒に身体的虐待、心理的虐待を行っているので、警察から通告を受けオランガタマリキの預かりとなったケースである。現在は祖母が女兒を引き取って育てている。

2) 障害を持つ祖母に偏見を持つオランガタマリキ（当時の CYF）との対立

女兒は 4 歳の時に父親から暴行を受け、警察からオランガタマリキに保護された。母親方の祖母は身体障害があり、事故で足を切断し、車椅子生活である。女兒を保護当時、オランガタマリキは祖母が身体障害者だということで親権者として適当でないとし、孫を自分の介助者にしようとしていることを疑い、ほかに親族もないことから、女兒をプロ里親に委託した。このオランガタマリキの対応は専門職への過信が目立ち、子どもの環境を永続的にとらえるという生態学的視点を欠いていた。その結果、女兒はプロ里親の元でさらにいじめ、差別を受け、里親の実子からいじめに遭い、里親からも阻害されて、何件も里親宅をたらいまわしにされた。そして、オランガタマリキの訪問も最初は頻繁であったが、時間が経つと継続的な支援も得られなくなり、孫が夜中にヒッチハイクして祖母を訪ねて里親宅を抜け出したことがあった。警察が捜す事件となりこうしたことが重なった。

3) NPO 法人 GRG からの祖母へのサポート

女兒のヒッチハイク事件があり、祖母は孫を育てる祖父母を支援している NPO 法人の Grand Parents Raising Grand Children：以下、GRG) に相談した。その後、GRG が仲裁に入ってオランガタマリキに事情を説明し、祖母宅に孫を戻し、祖母へと親権移行の手続きを代行し、オランガタマリキにも家庭訪問をするなど継続的な支援を依頼した。GRG は、政府から資金を助成される団体でなく、提供できるサービスにも限りがあるので、最善の策として GRG で問題の全体像を把握し、オランガタマリキの至らない部分や専門家ならではの考えの違いを補い、状況を正しく説明し、オランガタマリキの資源を最大限に引き出すアドバイスをオランガタマリキに行ってもらっ

た。オランガタマリキはあまりにも専門的であろうとするためにときに固定概念に影響されてしまうことがあるが、そうしたときにオランガタマリキと当事者との間に入って動いたNPO法人GRGの果たした役割は大きい。

3. 生態学的視座に基づく子育て支援

1) 多機関同士の連携

ケースA、Cにおいて、プランケットの地区担当者は妊娠時から母親にアプローチして、乳幼児の健康や保健、検診についてのイベントを告知したり、親としての役割や子どもへの適切な関わり方を教えるペアレンティング業務を行ってきた。そしてオランガタマリキのソーシャルワーカーや保育所、学校と連携し、家庭の状況やソーシャルサポートネットワークの有無をアセスメントし、生まれてからの子育てサポートネットワークづくりに向けて早期に対応していく役割を担ってきた。ケースA、B、Cでは、NZの子ども家庭支援は生態学的視座に基づき、親族の関係から子どもを切り離すことなく、養育することが目指されており、曾祖母や祖父、叔父などの親族が子育てを行うケースが多い。プランケットやオランガタマリキなどの子育て支援機関は、当事者家庭の子育てサポートネットワークづくりと同時に、NPO法人などの専門機関につなぐ役割を担っている。またケースDでは、オランガタマリキは専門職を過信する傾向が見られ、子どもの側にたった生態学的な視点に基づく支援ができていなかった。ケースDでは、オランガタマリキの支援の偏りにNPO法人が気づき、柔軟性を持って調整的な役割を果たしている。ひとつの機関が独善的な判断に至ったときに、第三者の目が入りフィードバックを促し、適正な支援に方向修正していくためにも、多機関の連携や情報共有が重要である。

2) プランケットの危機的な状況にある家族への早期アプローチ

近年では移民の増加とともに移民家族での子ども虐待の通告を多く受けるようになったという。ビザ未取得のケースもあり、その場合、母子保健機関プランケットは母子支援のシェルターやNPO団体やオランガタマリキなどと広く連携をとる。子どもへの虐待が認められる場合、警察のドメスティックバイオレンスチームから、オランガタマリキに通告があり、とくに乳幼児のいる家庭のケースではプランケットが主導的立場をとることもある。プランケットは家庭訪問を行うため、他機関と比べて子ども虐待などのファミリーバイオレンスも早期に発見する役割を期待されており、発見した場合はオランガタマリキにつなぎ、連携して支援にあたる。諸機関は密な連携を取りつつも、役割分担がしっかりととなされており、プランケットはペアレンティングを行うなどの支援を通じて親子関係の正常化に導くことが主な業務となっている。

3) NPO団体の孫を代替養育する祖父母への継続的な支援

近年では親がなんらかの事情により子どもを養育できず、祖父母や曾祖母が代替養育するケースが増えてきており、バーナードスやGAP (Grand Parents as Parents) といった孫を養育する祖父母のネットワーキングを目的とするNPO団体も増えてきている。ところで、NZには全土で380カ所プレイセンターがある。プレイセンターとは保護者が運営する子どもの遊び場で、基本的に保護者が子どもの遊びを見守ることが前提となっている。利用するためにはプレイセンターの運営にかかわることになり、保護者には学習コースを受けるように義務付けられている。保護者向けに、子ども中心の考え方、子どもの主体的な学びを尊重すること、子どもへの接し方、子どもを理解するためのカリキュラムなどが用意されている。ケースA、Bのように子どもに多動があったり、養育者が祖父母で母親とは年齢が離れすぎたり、養育者自身が対人恐怖症である場合など、プレイセンターになじめない家族も多くいる。その場合、NPO法人はその受け皿ともなって、ほかの遊び場・相談所としてフォローアップしたり、祖父母が孫を育てている家庭相互のネットワーキング機関となったり、その業務内容は柔軟で多様である。

下記の写真は2017年3月に筆者が訪問したクライストチャーチ市Family Works Trustで開催された孫を育てる祖父母のコーヒーグループの様子である。50代から80代までの孫を養育する祖父母たちが日曜日の朝に集って話し合っている。



(2017年クライストチャーチ市 Family work Trust での GAP 主催で日曜日の午前中に開催された祖父母の coffee group)

以上、NZで孫・ひ孫を代替養育する祖父母の4事例を交えて、母子保健機関プランケットを中心に、オランガタマリキのほか、孫育てする祖父母を支援するNPO団体（バーナードスとGAP、GRG）の連携を考察した。ソーシャルワークに於ける生態学的視座は1980年代よりC. ジャーメインとA. ギッターマンによってわが国にも紹介されて久しい。太田は生態学的視座について、人間の環境への適応能力と環境側の整備の両方に働きかけ、両者の適合関係を改善するものであると定義し、「エコシステムは生活の拡がりシステム思考で、生活の流れを生態学的視座で把握することによって、その生活援助というトータルなイメージを統合的全体性という概念で理論化することである」と述べている。Sontag & Buboltzは生活の質（QOL）の対概念として環境の質（QOE）について述べている。生態学的視座による子育て支援は、家族、及び個人の生活の質QOL（Quality of Life）と環境の質QOE（Quality of Environment）との調整を図ることに力を置く。そして、個人を取り巻く環境システム全体が（家族、地域などのサブシステムを含めて）交互作用の関係にあると考える。現代家族における子ども虐待や育児困難は生活の質と環境の質の両者のバランスが不均衡であることに起因する。子ども家庭支援の立場から生態学的視座を考えると、子どもの生活を文化的背景から切り離さないことや、親族文化から切り離さないというNZの子どものウェルビーイングのとらえ方は、わが国でも多文化理解の必要性とともに益々重要性を増していくものとする。今後の研究の課題としては、わが国では児童相談所の役割は独立的にとらえられがちであるが、母子保健機関や警察、NPO団体との連携協力の確立にはどのような取り組みが必要か、NZの取り組みを参考に、我が国の児童保護について研究していきたい。

謝辞：本論文は文部科学省科学研究費助成金基盤研究Cを得て行った「ニュージーランドの虐待児への祖父母による代替養育の実態的調査」（課題番号16K04220、研究代表者：栗山直子）の一部である。

引用・参考文献

1. Awhina Hollis (2005) "Puao-te-ata-tu and Maori Social Work Methods", The University of Otago, Dunedin, Newzealand. (<https://ourarchive.otago.ac.nz/bitstream/handle/10523/175/HollisAwhina2005MA.pdf?sequence=4&isAllowed=y>)
2. Connolly, Marie, Mckenzie, Margarent、高橋・渋谷・森訳 (1999) 『ファミリーグループカンファレンス』有斐閣
3. 林浩泰 (2008) 『子ども虐待時代の新たな家族支援』明石書店.
4. Jill Worrall (2012) "Ma nga Kaumatua hei tautoko te tipurangi ake onaga mokopurna-A handbook for grandparents and other

kin caregivers” , Grand parents raising grand children Trust published.

5. 太田義弘 (1992) 『ソーシャルワーク実践とエコシステム』 誠信書房 .

6. The Department of Social welfare(1988) “Puteo-te-ata-tu” The report of the minisiterial advisory committee on s Maori perspective. (<http://www.msd.govt.nz/documents/about-msd-and-our-work/publications-resources/archive/1988-puaoteatatu.pdf>)

要約：

NZの子育て支援では、生態学モデルによる環境と子どもとの相互作用を重視している。例えば、子どもの「ウェルビーイング (より良い状態)」とは子どもが身体的なケアや学習面の教育のほか、精神的な支柱となるアイデンティティ、民族としてのマナ (プライド、威信) を形成するために、親族による子育てネットワークが重要視されている。日本では施設養護が9割、家庭的養護が1割ほどであり、親族里親は施設ほどには普及していない。本論文では、プランケットへの聞き取り調査をもとにNZでソーシャルサポートネットワークによる支援を受けつつ、子どもを代替養育している祖父母の事例4ケースを紹介する。これらの事例に登場する子どもは発達に遅れがあったり、育てやすい子どもたちばかりではない。しかし、親族ネットワークや地域のボランティアなどの人的資源を用いながら祖父母や叔父・叔母が代替養育をする事例に学ぶことで、これからの日本の生態学モデルに基づいた家庭という連続性の中で子ども養育への示唆になればと考えている。NZには多様な子育て支援団体があり、本論文では母子保健機関プランケット、オランガタマリキ (児童相談所)、親族里親への支援団体 (GAP、GRG、バーナードス) などがどのように日常的に連携しているのかについてもフォーカスする。NZでは子ども虐待やファミリーバイオレンスも我が国と同様に多くなっており、早期発見と危険のある家庭 (at risk Family) へのリーチアウトは援助業務のキーポイントとなっている。NZの多機関連携を紹介し、子ども虐待 (Child abuse and Neglect) やファミリーバイオレンスなどのリスクからの母子の保護の仕組みについて現状報告と考察を行なう。そして、ペアレンティングなどの支援を通じて親子関係並びに家族関係の正常化へのプロセスを報告する。

キーワード：生態学的視座、子どものウェルビーイング、プランケット、親族里親、多機関連携